工場等騒音・振動の規制のあらまし

愛知県では、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)により、著しい騒音・振動を発生させる施設(特定施設、騒音発生施設、振動発生施設)を設置している工場・事業場(工場等)に対し騒音・振動の大きさの規制が行われています。

事業者は、工場等に新たに騒音・振動の特定施設などを設置しようとする場合、その工事開始 の30日前までに必要な事項を市町村長に届け出ることとされています。

なお、市町村長は、工場等から発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が損なわれると認める場合には、事業者にその事態の除去に必要な騒音・振動の防止方法の改善等について勧告・命令ができます。

1 規制対象地域

(1) 騒音規制法・振動規制法

都市計画法の「工業専用地域」及び「都市計画区域以外の地域」を除く地域が規制対象となります。

なお、規制地域の指定及び規制基準の設定は各市の事務となっています(町村部分は愛知県)。

○規制対象地域となる用途地域等

- · 第1種低層住居専用地域
- · 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 田園住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 都市計画区域で用途地域の定めのない地域 (市街化調整区域)
- ※ 規制対象地域内においては工業専用地域を除く

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例

名古屋市を除く県内 53 市町村のすべての地域が規制対象地域とされています(名古屋市内は 市条例が適用されます)。

したがって、騒音規制法及び振動規制法で規制対象地域から除かれている地域は、この条例の 規制対象となります。



2 届出対象施設 (Oは全て対象、×は対象外)

区分		騒 音 規 制 法		振動規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例			
						騒 音		振動	
	施設名	種類の 番 号	原動機の定格出力等注1)	種類の 番 号	原動機の定格出力等 注1)	種 類 Ø 番 号	原動機の定格出力等 ^{注1)}	種類の 番 号	原動機の定格出力等注1)
	圧延機械	1一イ	合計が 22.5kW 以上		X	1一イ	騒音規制法の条件と同じ		X
	製管機械	1-□	0		×	1-12	0		×
	ベンディングマシン	1ーハ	ロール式で3.75kW以上		×	1ーハ	騒音規制法の条件と同じ		×
	液圧プレス	1-=	矯正プレスを除く	1 一イ	矯正プレスを除く	1-=	0	1 一イ	0
金	機械プレス	1 一ホ	呼び加圧能力 294kN 以上	1	0	1-ホ	騒音規制法の条件と同じ	1-□	0
属	せん断機	1 -~	3.75kW以上	1ーハ	1kW以上	1 -~	騒音規制法の条件と同じ	1ーハ	振動規制法の条件と同じ
加	鍛造機	1ート	0	1 ーニ	0	1ート	O	1-=	О
工	ワイヤーフォーミングマシン	1ーチ	0	1 -ホ	37.5kW 以上	1ーチ	0	1 一ホ	振動規制法の条件と同じ
機	ブラスト	1 — リ	タンブラスト以外で密閉式を除く		×	1 — リ	0		×
械	タンブラー	1ーヌ	0		×	1ーヌ	0		×
	切断機	1ール	といしを用いるものに限る		×	1ーカ	高速切断機に限る		×
	研磨機		×		×	1ール	合計が 10kW 以上		×
	目立機		×		×	1ーヲ	原動機を用いるものに限る		×
	平削盤		×		×	1-ワ	7.5kW 以上		×
送風機(及び	/排風機) ^{注2)}		7.5kW以上		×	13	3.75kW 以上	13	3.75kW 以上
圧縮機		2	空気圧縮機で 7.5kW 以上	2	7.5kW 以上 ^{注3)}	0	空気圧縮機で 3.75kW 以上		3.75kW 以上 ^{注3)}
冷凍機			×		×	2	3.75kW 以上	2	3.75kW 以上
土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機		3	7.5kW以上	3	7.5kW 以上	3	3.75kW 以上	3	振動規制法の条件と同じ
織機	織機		原動機を用いるものに限る	4	原動機を用いるものに限る	4	騒音規制法の条件と同じ	4	振動規制法の条件と同じ
7±171.1±1	コンクリートプラント 5-		気ほうコンクリートプラントを除き混練容量 $0.45 \mathrm{m}^3$ 以上		×	5ーイ	騒音規制法の条件と同じ		×
建設用 資材製	アスファルトプラント	5-12	混練重量 200kg 以上		×	5ーロ	騒音規制法の条件と同じ		×
重材製 造機械	コンクリートブロックマシン		×	5	合計が 2.95kW 以上		× ×	_	振動規制法の条件と同じ
坦豫恢	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		×	5	合計が 10kW 以上			振動規制法の条件と同じ	
穀物用製粉	機	6	ロール式で 7.5kW 以上		×	6	7.5kW以上	11	7.5kW 以上
	ドラムバーカー	7ーイ	0	6 ーイ	0	7ーイ	0	6ーイ	0
木	チッパー	7-12	2.25kW以上	6-12	2.2kW 以上	7-ロ 騒音規制法の条件と同じ		6−□	振動規制法の条件と同じ
材加	砕木機	7-/>	0		×	7ーハ	0		×
木材加工機械	帯のこ盤	7-=	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上		×	7-=	騒音規制法の条件と同じ		×
械	丸のこ盤	7 一ホ	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上		×	7一ホ	騒音規制法の条件と同じ		×
	かんな盤	7 -~	2.25kW以上		×	7 ^	騒音規制法の条件と同じ		×
抄紙機		8	0		×	8	0		×
印刷機械		9	原動機を用いるものに限る	7	2.2kW 以上	9	騒音規制法の条件と同じ	7	振動規制法の条件と同じ
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			×	8	カレンダーロール機以外で30kW以上		×	8	振動規制法の条件と同じ
合成樹脂用射出成形機		1 0	0	9	0	10	0	9	0
鋳型造型機		1 1	ジョルト式のものに限る	1 0	ジョルト式のものに限る	11	騒音規制法の条件と同じ	10	振動規制法の条件と同じ
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			×		×	12	最高出力 37.3kW 以上	12	最高出力 37.3kW 以上
走 行 門型走行クレーン			×		X	14ーイ	7.5kW以上		X
クレーン	天井走行クレーン		×		X	14-□	7.5kW以上		X
洗びん機			×		X	15	合計が 7.5kW 以上		X
真空ポンプ			×		X	16	7.5kW以上		×

- 注1) 定格出力は、合計とある施設以外は、複数あるうち最大のもので判断する。
- 注2) クーリングタワー等送風機が含まれる施設は送風機の届出が必要。
- 注3) 圧縮方式がスクリュー式である圧縮機であって環境大臣から型式指定を受けたものを除く。(振動のみ)
- 注4)「定格出力が3.75kW以上」とは「定格出力が5馬力以上」であることと同等であり、カタログ表記が3.7kWとなっている場合も含む。なお、「7.5kW以上」は「10馬力以上」、「37.3kW以上」は「50馬力以上」と同等である。

3 届 出

	事由	届出の種類	届出の時期	備考
1	規制対象施設を設置しようとす る場合	設置の届出	設置の工事開始 日の30日前まで	新たに特定施設を設置することにより初 めて特定工場等となる場合に限る。
2	① 工場等の所在する地域が規制対象地域となった際、そこに規制対象施設を設置している場合 ② 規制対象外施設が規制対象となった際、規制対象地域内にその施設を設置している場合	使用の届出	規制対象地域と なった日、又は規 制対象施設となった日から30日 以内	②の場合、既に種類の異なる規制対象施設を設置している場合は2の使用の届出ではなく、3の施設の数等の変更の届出が必要となる。
3	1 又は2の届出を行った規制対象 施設の種類及び能力ごとの数を 変更する場合	施設の数等の変更の届出	変更に係る工事の開始の日の 30	振動規制法に基づくものについては、規制対象施設の種類ごとの数又はその能力ごとの数を増加させる場合に限る。それ以外については、能力に関係なく施設の種類ごとの数を直近の届出により届け出た数の2倍より大きい数に増加する場合に限る。
	1又は2の届出を行った規制対	施設の使用の	日前まで	振動規制法に基づくものに限る。
4	象施設の使用の方法を変更する 場合	方法の変更の 届出		また使用開始時刻の繰り上げ又は終了時 刻の繰り下げを伴う場合に限る。
5	1 又は2の届出を行った工場等 で騒音又は振動の防止の方法を 変更する場合	防止の方法の変更の届出		変更により工場等において発生する騒音 又は振動の大きさが増加する場合に限る。
6	① 届出者の氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)又は住所の変更があった場合 ② 工場等の名称又は所在地の変更があった場合	氏名の変更等 の届出	変更の日から 30 日以内	
7	規制対象施設をすべて廃止した	施設使用全廃 の届出	廃止した日から	
8	場合 届出を行った者から規制対象施 設のすべてを譲り受け、借り受け た場合、又は相続、合併、分割が あった場合	承継の届出	30 日以内 承継があった日 から30 日以内	

(注)騒音関係、振動関係はそれぞれについて届出が必要である。<u>法と条例の関係は、法が優先し、</u> 法に基づく届出がなされる場合には、**条例に基づく届出は不要となる**。

届出書の作成について

- (1) 届出書は、2 通(正本とその写し各1 通) を作成します。
- (2) 設置届出書、使用届出書、施設の種類ごとの 数等の変更届出書、及び防止の方法の変更届 出書には規制の対象施設の配置図並びに工場 等及びその付近の見取図を添付する必要があ ります。
- (3) 届出書様式は、市町村の環境担当又は次の愛 知県のホームページから入手できます。

あいちの環境

(水・大気環境情報)

騒音·振動·悪臭情報

→騒音・振動・悪臭関係届出様式ダウンロード

届出書の記載例

騒音に基づく 特定施設設置届出書の場合

特定施設設置届出書

様式第1

令和 〇年〇月〇日

市町村長殿

○○市○○町○○番地 ○○プレス工業株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ TEL 担当者 0000

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり

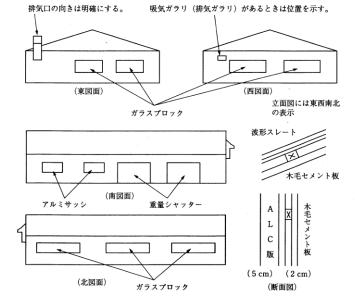
шти што у о			
工場又は事業場の名称	〇〇プレス工業 (株)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地	※受理年月日	
工場 又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工	※施設番号	
常時使用する従業員数	45人	※審査結果	
△騒音の防止の方法	別紙のとおり	※ 備 考	
特定施設の種類	型 式 公称能力	数 使用開始時刻 (時·分)	使用終了時刻 (時·分)
1 - 二液圧プレス	油圧プレス (○○社製) KT-5) 500T	1 13時00分	16時00分
1 - ホ機械プレス	クランクパワー ブレス〇〇 社製PP-A	2 8時30分	17時30分
2 空 気 圧 縮 機	往 復 動 型 ○○社 WHC 22KW	1 同 上	同上

- 備考1. 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、 ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 2. 騒音の防止の方法の欄の記入については、別紙によることとし、消音器の設置、 音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の
 - 概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。 3. ※印欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産 業規格A4とすること。

※具体的な届出のお問い合わせは 施設を設置する市町村の環境部局へ (7 市町村連絡先一覧参照)

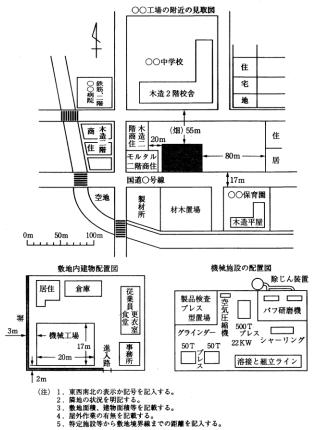
別紙 (騒音の防止の方法)

工場建物の構造								へいの構造		
	壁(外)	壁(内)	屋 根(内)	屋 根(外)	窓	屝	材質	コンクリート ブロック		
材質	ALC版	木 毛セメント板	木 毛セメント板	波 形スレート	アルミサッシ ガ ラ ス	ス チ ー ル シャッター (重量)	高さ	1.8 m		
厚さ	5 cm	2 cm	2 cm	0.65 cm	0.5 cm	0.16 cm	厚さ	10 cm		



- 騒音防止の方法の説明を箇条書にて記載する。
 サイレンサー、吸音ダクト等については、形式、メーカー、大なさ等を記入する。
 製造工程を示し、騒音発生、防止のポイントを明確にする。

添付書類(配置図及び見取図)



4 規制基準

騒音・振動の規制基準として、規制対象施設を設置する工場等の敷地境界における大きさの許容限度が 次のとおり定められています。

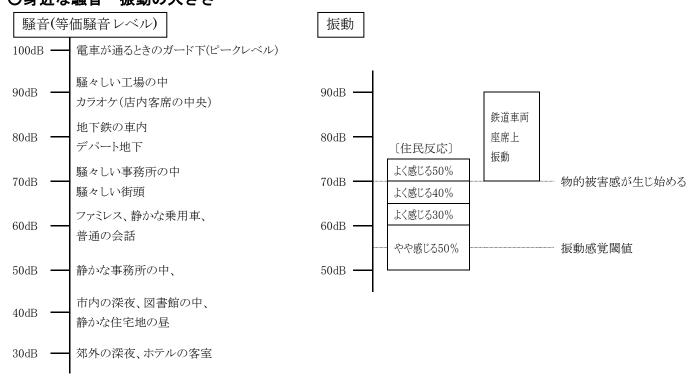
なお、事業者はその規制基準を守ることが義務付けられています。

(単位:デシベル)

時間の区分		騒	振動			
	昼 間	朝・夕	夜間	昼 間	夜 間	
地域の区分	8 時~19 時	6 時~8 時 19 時~22 時	22 時~翌日の6時	7 時~20 時	20 時~翌日の7時	
第1種低層住居専用地域·						
第1種中高層住居専用地域·		4 0	4 0		5 5	
第2種低層住居専用地域・	4 5			6 0		
第2種中高層住居専用地域·						
田園住居地域						
第1種住居地域·第2種住居地域·	5 0	4 5	4 0	6 5	5 5	
準住居地域	3.0	4.0	4 0	0.5	5 5	
近隣商業地域・商業地域・準工業地域	6 5	6 0	5 0	6 5	6 0	
都市計画区域で用途地域の定められ	6.0		١ (6 5	C O	
ていない地域 (市街化調整区域)	6 0	5 5	5 0	0 0	6 0	
工業地域	7 0	6 5	6 0	7 0	6 5	
工業専用地域	7 5	7 5	7 0	7 5	7 0	
都市計画区域以外の地域	6 0	5 5	5 0	6 5	6 0	

- 備考 1) **騒音関係**では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域(市街化調整区域)・都市計画区域以外の地域について、**振動関係**では、工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50mの範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。
 - 2) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

〇身近な騒音・振動の大きさ



5 騒音・振動対策の留意点

騒音

- 特定施設等は、低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。
- 特定施設等について、覆い等の遮音や吸音処理に努めること。
- 建屋は施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。
- 屋根・壁の遮音性をよくし、遮音上の問題となる開口部や隙間に注意すること。
- 壁、天井の吸音処理に努めること。
- 周辺の民家等を考慮し、敷地内の建物、屋外施設を設置し、必要に応じて防音壁を設けること。

振動

- 特定施設等は、低振動型の機種を選定するほか、共振動状態が発生しないように注意すること。
- 振動の伝搬を抑えるため、基礎の質量を大きくするとともに、弾性体(ばね)等により防振すること。
- 特定施設等は、周辺民家との距離、配置関係に注意すること。

6 その他騒音・振動の規制

その他騒音・振動の規制として、県条例で次の規制が行われています。

(1) 作業騒音の規制

作業騒音の規制は、著しい騒音を発生する作業内容に着目して、事業者に規制基準(4の規制基準に同じ)の順守を定めています。

〈表 騒音の規制を受ける作業〉

- 板金、製かん
- 鉄骨、橋りょうの組立(建設の現場作業を除く)
- 金属材料の引抜き
- 〇 鍛 造
- 電気・ガス溶接、金属切断
- 電動・空気動力工具を使用する金属研磨、切削、 びょう打ち

- 音響発生機器(楽器を含む)の組立、試験、調整
- 内燃機関の試験、調整
- 工業用ミシンの使用
- 木材の切削等の加工
- 原木、原紙、鉄材等重量物の積込み、積卸し
- 貨物の搬入、搬出
- 建設用重機械の使用 (建設の現場作業を除く)

(2) 相当程度の騒音・振動発生施設の規制

相当程度の騒音・振動を発生する施設として、「原動機の定格出力 0.75kW 以上の送風機、排風機、圧縮機及び冷凍機」を指定し、事業者に規制基準(4の規制基準に同じ)の順守を定めています。

7 市町村連絡先一覧 (令和5年4月1日現在)

	市町村名	課名等	連絡先		市町村名	課名等	連絡先
あ	愛西市	環境課	0567-55-7114	567-55-7114		環境政策課	0531-23-3541
	阿久比町	建設環境課	0569-48-1111		知多市	環境政策課	0562-36-2660
	あま市	環境衛生課	052-444-3132		知立市	環境課	0566-95-0154
	安城市	環境都市推進課	0566-71-2206		津島市	生活環境課	0567-55-9368
	一宮市	環境保全課	0586-45-7185		東栄町	住民課	0536-76-0503
	稲沢市	環境保全課	0587-36-3710		東海市	生活環境課	052-603-2211
	犬山市	環境課	0568-44-0345		東郷町	環境課	0561-56-0729
	岩倉市	環境保全課	0587-38-5808		常滑市	生活環境課	0569-47-6115
	大口町	環境対策室	0587-95-1613		飛島村	保健環境課	0567-52-1001
	大治町	産業環境課	052-444-2711		豊明市	環境課	0562-92-1113
	大府市	環境課	0562-45-6223		豊川市	環境課	0533-89-2141
	岡崎市	環境保全課	0564-23-6194		豊田市	環境保全課	0565-34-6628
	尾張旭市	環境課	0561-76-8136		豊根村	生活課	0536-85-1315
カュ	春日井市	環境保全課	0568-85-6217		豊橋市	環境保全課	0532-51-2388
	蟹江町	環境課	0567-95-1111		豊山町	住民課	0568-28-0916
	蒲郡市	環境清掃課	0533-57-4100	な	長久手市	環境課	0561-56-0612
	刈谷市	環境推進課	0566-62-1017		名古屋市	大気環境対策課	052-972-2674
	北名古屋市	環境課	0568-22-1111		西尾市	環境保全課	0563-34-8111
	清須市	生活環境課	052-400-2911		日進市	環境課	0561-73-2843
	幸田町	環境課	0564-63-5146	は	半田市	環境課	0569-21-4001
	江南市	環境課	0587-54-1111		東浦町	環境課	0562-83-3111
	小牧市	環境対策課	0568-76-1136		扶桑町	環境課	0587-93-1111
さ	設楽町	生活課	0536-62-0522		碧南市	環境課	0566-95-9900
	新城市	環境政策課	0536-23-7690	ま	南知多町	環境課	0569-65-0711
	瀬戸市	環境課	0561-88-2670		美浜町	環境課	0569-82-1111
た	高浜市	経済環境グループ	0566-52-1111		みよし市	生活環境課	0561-32-8018
	武豊町	環境課	0569-72-1111	P	弥富市	環境課	0567-65-1111

※お問い合わせ相談等は、管内の市町村へご連絡ください

愛知県 環境局 環境政策部 水大気環境課

生活環境地盤対策室 生活環境グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ☎052-954-6214 (ダイヤルイン)

発行